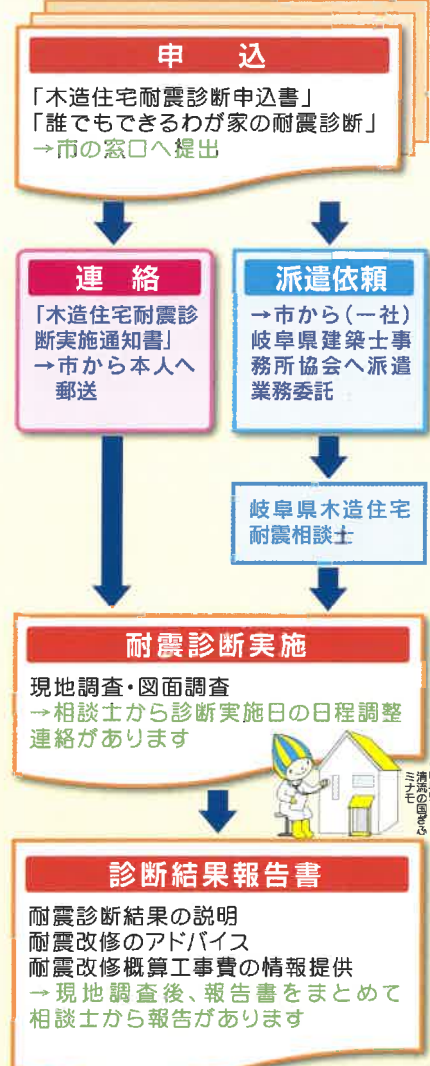
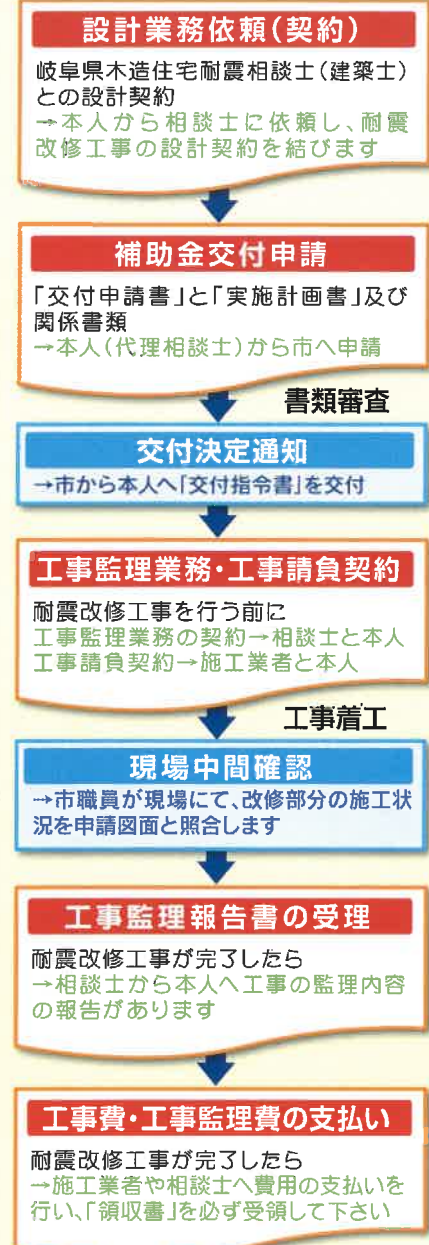


無料 木造住宅耐震診断事業



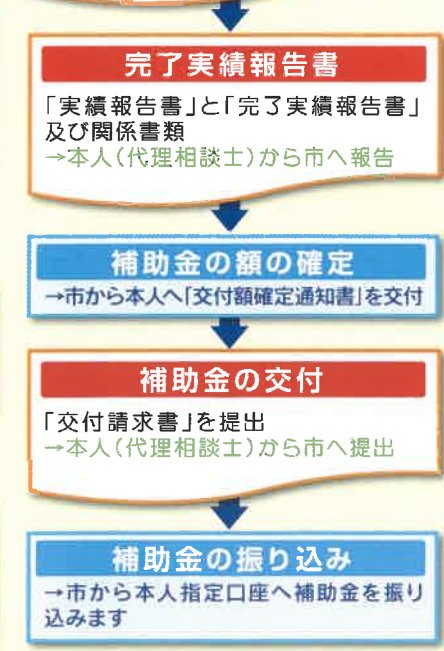
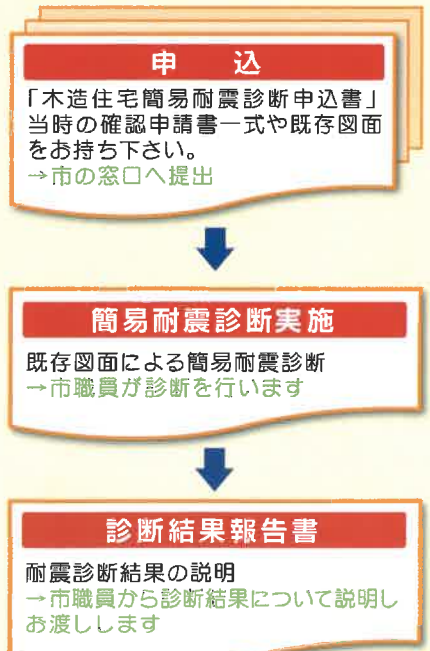
補助 木造住宅耐震改修工事



補助 建築物耐震診断事業



無料 木造住宅簡易耐震診断事業



耐震診断・耐震改修!

～巨大地震から命を守るために～
可児市建築物等耐震化促進事業《概要》

木造住宅耐震診断事業 **無料**

※昭和56年5月31日以前

市が派遣する「岐阜県木造住宅耐震相談士」による耐震診断を無料で受けることができます。事前申請が必要です。

申込要件

- 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅
- 市内にある建物の所有者で、市税を滞納していない人
- 一戸建ての住宅(店舗等兼用住宅は延べ面積の半分以上が住宅)であること
- 在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁工法による木造住宅
- ※昭和56年6月1日以降に同一棟で増築した場合または木造と他の構造との併用構造(混構造)である場合は、診断ができないことがあります。
- ※丸太組構法、住宅メーカーなどによる特殊なもの(建築基準法による旧第38条認定および型式認定によるプレハブ工法)などは対象外となります。

診断内容

岐阜県木造住宅耐震相談士が訪問し、耐震診断を実施します。後日、耐震診断結果と耐震改修のためのアドバイス(耐震改修工事の概算費用・補強方法など)を説明し、耐震診断結果報告書をお渡します。

木造住宅簡易耐震診断事業 **無料**

※平成12年5月31日以前

市職員による簡易な耐震診断を無料で受けることができます。

申込要件

- 昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前に着工した木造住宅(昭和56年5月以前の住宅に6月以降増築されたものを含む)
- 市内にある建物の所有者の方
- 一戸建ての住宅(店舗等兼用住宅は延べ面積の半分以上が住宅)であること
- 在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁工法による木造住宅
- 2以下の階数のもの
- 延べ面積500㎡以内のもの
- 高さ13m以内かつ、軒の高さ9m以内のもの
- ※丸太組構法、住宅メーカーなどによる特殊なもの(建築基準法による旧第38条認定および型式認定によるプレハブ工法)などは対象外となります。

診断内容

市職員が簡易耐震診断を行い、簡易耐震診断結果報告書をお渡します。

建築物耐震診断事業 **補助**

木造住宅以外の建築物の耐震診断を行った場合に、診断費用の一部を補助します。事前申請が必要です。

申込要件

- 昭和56年5月31日以前に着工した建築物
- 市内にある建物の所有者で、市税を滞納していない人
- 建築物の構造が大臣などの特別な認定を受けたものでないこと
- 一定規模の場合、診断結果を専門機関で評価されたものであること

補助金の額(1棟あたり) **補助**

- 特定建築物の場合
補助率3分の2(延べ面積による補助対象限度額有り)
- 特定建築物以外の場合
補助率3分の2(延べ面積による補助対象限度額有り)
補助金限度額100万円

※特定建築物とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1項第1号に掲げる特定既存耐震不適格建築物をいいます。
※一戸建て住宅は、補助対象限度額が13万4千円です。
※補助対象限度額に消費税は含まれません。

木造住宅耐震改修工事 **補助**

木造住宅の耐震改修工事を行う場合に、工事費(設計工事監理費+改修工事費)の一部を補助します。事前申請が必要です。

申込要件

- 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅
- 市内にある建物の所有者で、市税を滞納していない人
- 木造住宅の所有者等が実施する耐震改修工事であること
- 岐阜県木造住宅耐震相談士による設計・工事監理であること
- 木造住宅耐震診断結果で評点が1.0未満と診断された木造住宅で、一般改修(改修後の評点が1.0以上となる耐震改修工事)を行うもの
- 木造住宅耐震診断結果で評点が0.7未満と診断された木造住宅で、簡易改修(改修後の評点が0.70以上1.0未満となる耐震改修工事と工事に併せて家具の転倒防止対策を行う工事)を行うもの
- ※昭和56年6月1日以降に同一棟で増築した場合、木造と他の構造との併用構造(混構造)の場合は、補助金の交付対象にならないことがあります。

補助金の額(1戸あたり) **補助**

改修方法	補助率	補助金額
一般改修 (評点1.0改修)	●補助対象経費120万円以下の場合 改修工事費×40%+補助対象経費×50% ●補助対象経費120万円を超える場合 改修工事費×40%+60万円	補助金限度額 110万円
簡易改修 (評点0.7改修)	●補助対象経費が120万円以下の場合 補助対象経費×61.5% ●補助対象経費が120万円を超える場合 補助対象経費×11.5%+60万円	補助金限度額 84万円

※補助対象経費(設計工事監理費+改修工事費)に消費税は含まれません

耐震改修後の評点について

- 評点1.0以上
耐震診断基準において、「一応倒壊しない」または「倒壊しない」とされるもの
- 評点0.7以上1.0未満
学術研究などにおいて全壊率が大きく低減するとされる範囲

<注意> 補助制度の内容は、変更する場合がありますのでご承知ください。



無料耐震診断や各種補助申請のご相談は建築指導課までお問い合わせください!

南海トラフ地震

上記の補助事業以外にも分譲マンションの耐震改修工事や特定建築物等の耐震改修工事への補助事業等がありますが事前の相談が必要です。

可児市 建設部 建築指導課

〒509-0292 可児市広見一丁目1番地
電話 0574-62-1111(代)
FAX 0574-62-1542
E-mail kentikusido@city.kani.lg.jp
可児市公式ホームページ http://www.city.kani.lg.jp/



平成28年熊本地震 被災建築物状況

被災建築物応急危険度判定
可見市派遣職員 撮影



事務所ビル(鉄筋コンクリート造)の1階柱の局部座屈による破損



事務所併用住宅(木造)の1階壁量不足により1階が傾斜



熊本城の石垣の崩壊



3階建住宅(鉄骨造)の2階が潰れ倒壊



住宅(木造)の1階壁量不足により倒壊



住宅(木造)の倒壊



ブロック塀が歩道に倒れて道を塞いでいる



ブロック塀が隣地へ倒壊している

木造住宅の耐震診断結果は、 地盤・地形・基礎・上部構造評点で評価されます

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上~1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上~1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

ポイント①

木造住宅の耐震診断の結果が、左表の上部構造評点1.0未満となった場合は、上部構造評点1.0以上(「一応倒壊しない」又は「倒壊しない」)となるよう改修計画を行い、耐震改修工事を実施しましょう。

ポイント②

改修計画(改修後の耐震診断・改修設計等)は、お近くの「岐阜県木造住宅耐震相談士」へ相談しましょう。

木造住宅の耐震改修方法は主に次の改修方法があります

基礎の改修

玉石基礎などの場合は、鉄筋コンクリート造の布基礎に替え、これに土台をアンカーボルトで締めつけます。

無筋基礎などの場合は、既存無筋コンクリート造基礎に鉄筋コンクリート造基礎を抱き合わせて改修します。

壁の改修

筋かいを入れたり、構造用合板を張って強い壁を増やします。

腐ったり、シロアリに食われた部材は取り替えます。

土台・柱・筋かいなどの接合は金物等を使って堅固にします。

柱・はりの接合は金物等を使って堅固にします。

壁の配置

壁の量を増やし、かつ、つりあいをよく配置します。



耐震改修工事現場の外観状況



壁に構造用合板を新たに設置し改修した状況

改修箇所



柱脚と土台に専用金物を新たに設置し改修した状況



右側の壁に新たに筋かいを設置し改修した状況